

市庁舎電気・機械設備等運転、保守及び管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年9月27日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 市庁舎電気・機械設備等運転、保守及び管理業務
- 2 業務場所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市庁舎（職員会館を除く。）
- 3 履行期間 令和5年12月1日から令和8年9月30日まで  
本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、翌会計年度以降の予算が減額又は削除された場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。
- 4 業務概要 吹田市庁舎における電気、空調、給排水設備等の総合管理
- 5 入札の保証 吹田市財務規則第98条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
  - (1) 落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。
    - ア 契約保証金の納付
    - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
    - ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
    - エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係

る保険証券の提出

- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の1年当たりの額の100分の10に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

## 7 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登録されている者であり、「施設設備管理」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 入札参加希望者の事業所所在地が吹田市又は吹田市旅費条例施行規則（昭和50年吹田市規則第26号）別表に規定する近接市町村（別表参照）であること。
- (4) 官公庁（国又は地方公共団体の役所）から、平成25年度から令和4年度までの過去10年以内に、電気、空調、給排水設備等の総合管理の実績（入札参加申請日において、現に履行中であるものを含む。）を有すること。ただし、業務1件当たりの契約金額（履行期間が1年以上の契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が1,000万円以上の電気、空調、給排水設備等の総合管理を元請として履行した実績を有すること。
- (5) 本業務を実施するための従業員を確実に配備し得ること。
- (6) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

## 8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、次のアからウに示す書類（以下「申請書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
  - ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
  - イ 同種業務契約履行実績調書（様式2）
  - ウ イの実績を証する契約書の写し
- (2) 申請書類の提出
  - ア 提出期間

令和5年9月27日（水）から令和5年10月16日（月）まで（土曜日、日曜

日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟8階 総務部総務室

ウ 申請書類の配布期間及び方法

令和5年9月27日(水)から令和5年10月16日(月)までの間に、吹田市のホームページ(ホーム>組織一覧>総務部>総務室>新着情報)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書類の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書類は、返却しない。

(ウ) 申請書類は持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 入札参加資格の確認の結果について

入札参加資格の確認の結果は、参加資格の有無に関わらず、令和5年10月19日(木)までに、申込者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(4) 期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認められた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和5年9月27日(水)から令和5年10月5日(木)正午まで、件名を「質疑 市庁舎電気・機械設備等運転、保守及び管理業務」とし、電子メールまたはFAXにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。

(2) 回答掲載期間

令和5年10月6日(金)午前10時から令和5年10月25日(水)午後5時までとし、吹田市のホームページ(ホーム>組織一覧>総務部>総務室>新着情報)に掲載する。質疑がなかった場合は、ホームページに記載しない。

10 入札の日時及び入札場所

日時 令和5年10月26日(木)午前11時

場所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟3階 入札室

入札書(様式3)及び代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式4)を吹田市のホームページ(ホーム>組織一覧>総務部>総務室>新着情報)からダウンロードし、使用すること。

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届（様式5）を提出するものとする。入札辞退届の様式は、吹田市のホームページ（ホーム>組織一覧>総務部>総務室>新着情報）からダウンロードすること。

## 13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

## 15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、

厳正に対処するので注意すること。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

#### 16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式6）を提出すること。

#### 17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

#### 19 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

#### 20 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟8階 総務部総務室（庁舎管理担当）

電話 (06) 6384-1230（直通）

FAX (06) 6337-1631

Eメール so\_somu@city.suita.osaka.jp